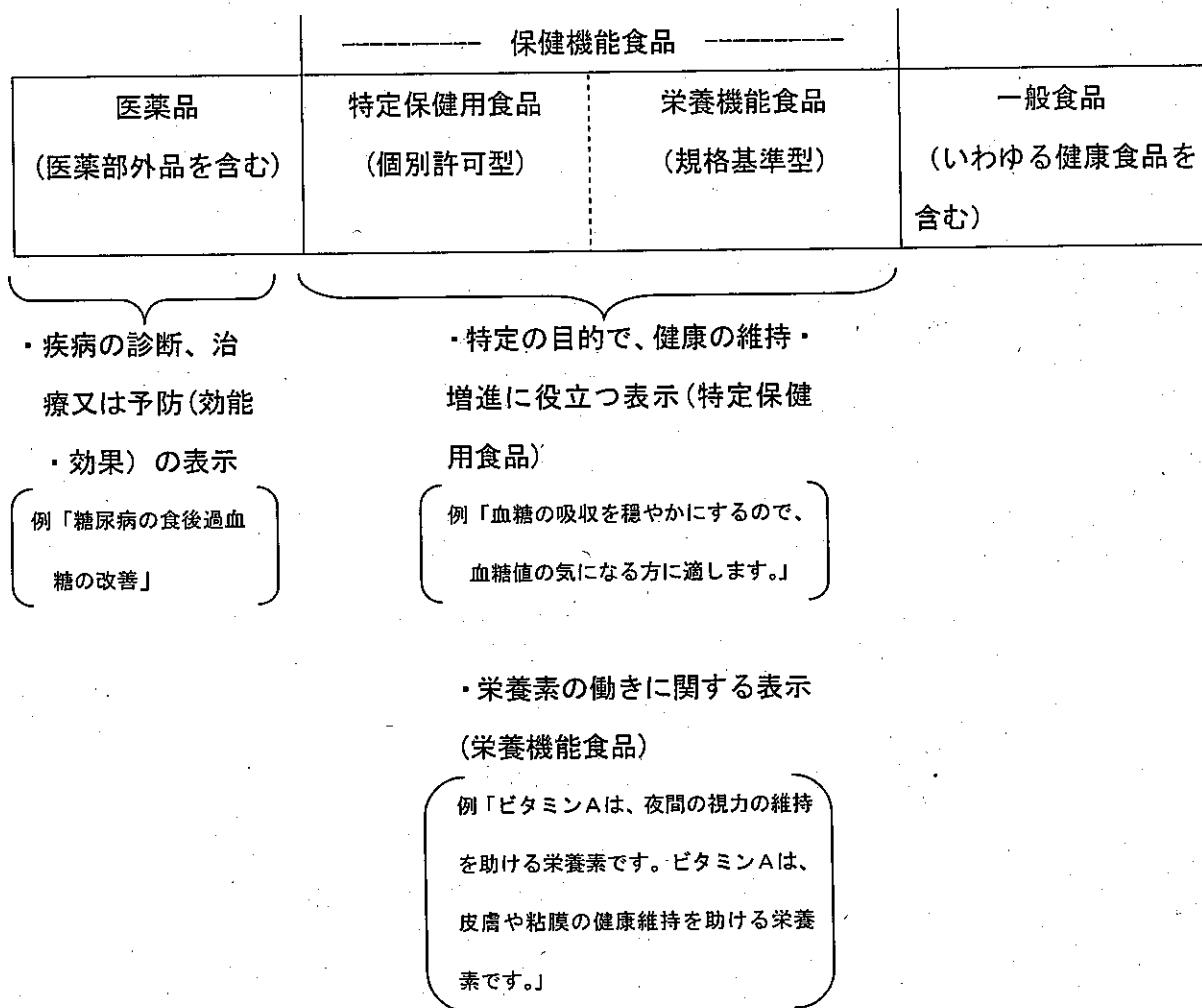


医薬品と食品の効果に関する表示



食品と医薬品の区分について

- ・全ての飲食物のうち、医薬品(医薬部外品を含む)でないものが食品とされる。(食品衛生法)
- ・医薬品は、品目ごとの製造承認等を受けなければならず、また、製造等する際には、業の許可を得なければならない。(薬事法)
- ・飲食物が医薬品であるか否かについては、含有する成分、表示する内容等をもとに判断される。